



一般社団法人北海道視能訓練士会
倫理規程



一般社団法人北海道視能訓練士会

倫理規程



一般社団法人北海道視能訓練士会

倫理規程

前文

一般社団法人北海道視能訓練士会（以下「本会」という。）は、地域に暮らす人々の視機能の維持及び向上に寄与し、保健・医療・福祉の充実を目指す専門職団体である。

本会の会員は、視能訓練士としての専門的使命と社会的責任を自覚し、人権と尊厳を尊重するとともに、高い倫理性をもって行動することが求められる。

本会は、会員一人ひとりが専門職としての自覚を持ち、相互に尊重し、信頼される視能訓練士として行動するための基本的な倫理原則を、ここに定める。

第1章 基本原則

1. 人権と尊厳の尊重

会員は、すべての人々の人権と尊厳を尊重し、公平かつ公正に行動する。

2. 安全と信頼の確保

会員は、対象者の安全を第一に考え、誠実な対応を通じて、信頼される関係を築く。

3. 専門性の維持・向上

会員は、専門職としての責任を自覚し、常に学習と研鑽に努め、専門的知識及び技術の維持・向上を図る。

第2章 職務における倫理

1. 守秘義務

会員は、業務を通じて知り得た個人情報その他の秘密を、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

2. 公正性

会員は、職務上の立場を利用して不当な利益を得ること、又は特定の者に対して不当に有利又は不利な取扱いをすることのないよう、公正に行動する。

3. 協働と連携

会員は、医療、教育、福祉その他の関係者と相互に尊重しながら協働・連携し、地域に根ざした視能に関する活動の推進に努める。

4. 権威主義の排除

会員は、年齢、経験年数、役職、所属、性別その他の属性を理由として、不当に優位な立場に立ち、他者を抑圧し、又は支配的に振る舞ってはならない。

会員は、互いの人格及び立場を尊重し、対等な関係のもとで協力し合うものとする。



第3章 地域社会に対する責任

1. 地域医療・福祉への貢献

会員は、北海道の広大な地域特性を踏まえ、乳幼児健診、高齢者支援その他地域の視機能に関わる活動を通じて、地域医療・福祉の充実に努める。

2. 啓発と普及

会員は、視能に関する正しい知識の普及及び啓発に努め、地域住民の健康意識の向上に寄与する。

3. 法令・規程の遵守

会員は、関係法令、本会の定款及び諸規程を遵守し、視能訓練士及び本会に対する社会的信頼を損なうことのないよう行動する。

第4章 自己規律

1. 自己研鑽

会員は、専門職として必要な知識及び技術を身につけ、その能力を高め続ける努力を怠らない。

2. 自己点検

会員は、自らの言動及び行動が本規程の趣旨に沿ったものであるかを常に振り返り、必要に応じて改善に努める。

3. 違反時の対応

会員が本規程に反する行為を行った場合は、本会の定款及び諸規程に基づき、必要な対応又は措置を受け入れるものとする。

4. 謙虚さと共生

会員は、自らの経験、知識、資格、役職その他の立場を誇示することなく、それらを後進の育成及び会員相互の成長のために活用するよう努める。

会員は、本会を私的な権威づけ、自己顕示又は自己の利益のための場としてはならない。

附則

1. この倫理規程は、令和8年6月23日から施行する。
2. 令和8年8月30日改定